

名取市法人市民税 税率表

均等割			法人税割		
区分※	市内に所在する事務所、 事業所または寮等の合計従 業員数	税率 (年額)	税率 (H26.9.30以前 に開始した事業 年度)	税率 (H26.10.1以後 に開始した事業 年度)	税率 (R1.10.1以後 に開始する事 業年度)
資本金等の額が50億円を超える 法人	50人超	300万円	14.7%	12.1%	8.4%
	50人以下	41万円			
資本金等の額が10億円を超え、 50億円以下である法人	50人超	175万円			
	50人以下	41万円			
資本金等の額が1億円を超え、 10億円以下である法人	50人超	40万円			
	50人以下	16万円			
資本金等の額が1千万円を超 え、1億円以下である法人	50人超	15万円			
	50人以下	13万円			
資本金等の額が1千万円以下の 法人	50人超	12万円			
	50人以下	5万円			
i 公共法人及び公益法人等のうち均等割が課税されるもの ii 人格のない社団等で収益事業を行うもの iii 一般社団法人・一般財団法人 iv 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(相互会社を除く)		5万円			

※資本金等の額と資本金の額及び資本準備金の合算額を比較し大きいほうを均等割の税率区分の基準とします。